

臨時的任用職員の給与の取扱要領

平成31年4月1日改正

(趣旨)

- 1 この要領は、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号。以下「条例」という。）第22条の規定により、臨時的任用職員の給与の決定、支給についての必要事項を定めるものとする。

(職員)

- 2 この要領の適用を受ける職員は、次の各号に掲げる職員とする。
 - (1) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条により臨時的に任用された職員（産休代替）
 - (2) 欠員の補充を行うに当たり採用候補者名簿に適任者がいないため地公法第22条第2項により臨時的に任用された職員（欠員代替）
 - (3) 休職職員（結核により療養休暇を受ける職員を含む。）が生じた場合の補充として地公法第22条第2項により臨時的に任用された職員（休職代替）
 - (4) 長期の研修を受ける職員の補充として地公法第22条第2項により臨時的に任用された職員（研修代替）
 - (5) 結核以外の疾病のため長期の休暇を受ける職員の補充として地公法第22条第2項により臨時的に任用された職員（病休代替）。ただし、条例第5条に規定する教育職給料表又は医療職給料表の適用を受ける職員に限るものとする。
 - (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条により臨時的に任用された職員（育休代替）
 - (7) その他臨時的に任用された職員のうち教育委員会が特に認めるもの

(給料月額の設定)

- 3 採用に当たつての給料月額の設定は、次の各号の定めるところによるものとする。
 - (1) 適用する給料表は、給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年山口県人事委員会規則第4号）により、その給料表の職務の等級は、条例第5条の規定による。ただし、単純な労務に雇用される職員については、教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則（昭和32年山口県教育委員会規則第5号。以下この項において「現業規則」という。）第4条の規定によるものとする。
 - (2) 給料月額の基準等は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和44年山口県人事委員会規則第18号）第11条から第15条の2までの規定並びに現業規則第5条及び第6条の規定による。ただし、採用は当該年度の初日にされたものとみなす。また、教育職給料表以外の給料表の適用を受ける者の初任給は、次表の「初任給」欄の級及び号給とする。

なお、経験年数を有する者の給料月額は、次表の「最高号給」欄に掲げる号給を超えることはできない。

給料表	初任給	最高号給
行政職給料表	1級 5号給	1級 43号給
海事職給料表	1級 1号給	1級 39号給
医療職給料表	1級 11号給	1級 47号給
現業職給料表 中学卒 高校卒	1級 9号給 1級 17号給	1級 51号給

- (3) (2)の規定にかかわらず、教育職給料表の適用を受ける者の給料月額は、別表に定める級号給による。
- (4) 同一年度で引き続く任用期間中（任用期間の更新及び勤務校又は代替種別変更の場合を含む。）は、級が変更される場合を除き、上記(2)による給料月額の変更はしないものとする。
- (5) 給料の調整額に関する規則(昭和34年山口県人事委員会規則第2号)別表第一に定める職員には、条例第10条に基づき給料の調整額を支給する。

(教職調整額)

- 4 教職調整額については、義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例(昭和46年山口県条例第31号)を適用するものとする。

(給料以外の給与)

- 5 給料以外の給与については、次の各号の定めるところによるものとする。
- (1) 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、義務教育等教員特別手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び特殊勤務手当は、条例（第14条の3の規定を除く。）及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年山口県条例第1号）を適用する。
- (2) 期末手当及び勤勉手当については、支給しない。ただし、条例第18条及び第18条の4に規定する基準日に在職し、基準日以前六箇月以内の期間における勤務期間が一箇月（一月に満たない期間が二以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、三十日をもって一月とする。）以上である職員には条例（第18条第5項及び第18条の4第4項の規定を除く。）を適用する。

なお、在職期間の算定に当たっては、この要領の適用を受けた臨時的任用の期間のみとし、正規採用職員の期間及び非常勤職員の期間は除くものとする。

- (3) 初任給調整手当は支給しない。

(給与の支給)

- 6 給与の支給については、条例第8条、第9条及び第9条の2の規定による。
- 7 その他特別の事情がある場合は、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。